

**令和7年度「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議」
基本推進事項及び重点推進事項**

1 基本推進事項

	主な取組事項（※下線部分が令和6年度からの変更箇所）
1 推進体制の整備	① 安全で安心なまちづくりの地域別会議の結成を促進し、行政、警察、各種関係団体、企業等及び地域住民が一体となった体制の整備を図る。 ② 効果的な地域安全活動を推進するため、関係機関・団体の連携を強化する。 ③ 地域安全に関する情報やノウハウを共有できるよう、きめ細かな情報ネットワークを構築する。
2 県民の安全意識や防犯意識の高揚	① 「安全で安心なまちづくり旬間*1」における「安全で安心なまちづくり県民のつどい」のブロック開催や各期の地域安全運動等あらゆる機会を活用し、地域の実情に応じた活動を推進する。 ② 特殊詐欺等の多様な犯罪から身を守るため、社会情勢の変化に対応した安全教育を推進し、防犯意識の高揚を図る。 ③ スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を推進する。 ④ 子どもや女性に対する暴力被害を防止するため、教育機関や関係団体等と連携した安全教育及び安全確保対策を推進する。 ⑤ 宮崎県防災・防犯情報メールサービス等の情報発信ツールを活用し、地域安全に関する情報をタイムリーかつ積極的に発信して効果的な広報・啓発活動を推進する。
3 自主防犯活動の活性化	① 防犯ボランティア団体への活動支援の拡充や助言等を実施するとともに、各団体の連携強化を図る。 ② 青バトやバス、タクシー、トラック等の事業用車両等を活用した「ながら見守り活動」や防犯カメラの設置、ドライブレコーダーの活用等、地域の実情に応じた自主防犯活動を展開する。 ③ 多様な幅広い人材に、防犯ボランティア活動への参加を働きかける。 ④ 地域安全に関する情報の提供とその共有化を推進する。
4 地域コミュニティの活性化	① <u>あいさつ運動、声かけ運動、見守り活動などを通じて、地域一体となったよりよいまちづくりを推進する。</u> ② 多様な幅広い人材に、自治会等コミュニティ活動への参加を働きかける。 ③ 高齢者との各世代間交流及び認知症の方など支援の必要な高齢者に対する見守り活動の強化を促進する。
5 犯罪に強いまちづくりの推進	① 学校等における児童等の安全確保を図る。*2 ② 有害情報等から青少年を守る環境づくりと啓発に努める。 ③ 犯罪の防止に配慮した道路、住宅等の普及を図る。*2 ④ 店舗ごとの防犯教育や各種防犯対策を推進する。 ⑤ 高齢者を中心とした特殊詐欺等被害が懸念されるＡＴＭ利用者・電子マネー購入者への声かけや１１０番通報による未然防止活動を推進する。 ⑥ 犯罪の防止に配慮した製品の普及に努める。 ⑦ 防犯カメラ等を効果的に活用した防犯対策を推進する。*3 ⑧ 防犯ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動を行う企業・団体等と連携した防犯対策を推進する。

*1 10月11日から20日までの10日間（宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第11条）

*2 県では、犯罪が発生する可能性が高い場所や施設について、犯罪の防止に配慮した環境の整備を進めるため次のとおり指針を定めています。

- ・学校等における児童等の安全の確保に関する指針
- ・犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の構造、設備等に関する指針
- ・犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

*3 県では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図りながら防犯カメラを効果的に活用できるよう「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定しています。

2 重点推進事項（基本推進事項の取組のうち、特にその年度の活動の重点となる事項）

- ・次世代の防犯ボランティアの発掘、育成
- ・「闇バイト」に関連する特殊詐欺や強盗等の被害者にも加害者にもさせない取組の推進
- ・SNS等利用時における注意点の広報・啓発